

令和８年度養老溪谷温泉郷におけるガイド育成・体験コンテンツ造成支援業務に係る質問・回答

No.	質問	回答
1	ボランティアガイドを前提とした提案としてもよろしいでしょうか。（例えば、ツアーは有料だが、ガイドに関しては無償ボランティアとして地域住民への参加等を促す）	本業務は有償でガイドを行う者を育成することを目的としています。
2	令和７年度「観光コンテンツ造成に向けた調査及びエリアプロモーション事業」で実施したフィールド調査結果、ヒアリング記録、成果物等は、受託者に開示・貸与いただけるか。また、当該事業の受託者名を伺いたい。	令和７年度に実施した「観光コンテンツ造成に向けた調査及びエリアプロモーション事業」の成果物については、事業実施報告書の写し（紙媒体のみ）を契約締結後に情報提供させていただきます。 なお、受託者はアソビュー株式会社です。
3	「１回以上」とあるが、積算のベースとして県が想定する開催回数・想定参加者数の目安を伺いたい。	企画提案仕様書４（１）①「①ガイドやコンテンツの担い手候補の把握及び参画促進に向けた説明会」等の具体的な開催方法等については、企画提案してください。積算の内訳については、お答えできません。）
4	説明会の会場確保・会場費は受託者が手配し経費に計上するものか、県が提供する会場があるか。	企画提案仕様書５「経費」の記載をご確認ください。
5	「５回以上」とあるが、想定する開催頻度（短期集中／年間を通じた分散開催等）や、１回あたりの想定参加人数を伺いたい。	企画提案仕様書４（１）②「ガイドツアー・体験コンテンツの造成に向けたワークショップ」の具体的な実施方法等については、企画提案してください。想定参加人数等は、提案者の類似業務実績等からご検討ください。
6	説明会参加者以外からの新規参加募集は受託者の裁量で行ってよいか。 ガイドとなり得る人材を確保するために、説明会に参加をしない団体や個人に対しても受託者よりお声がけをすることが可能かどうか。	企画提案仕様書４（１）・（２）の記載のとおり幅広く担い手候補を把握し、参画に結び付けることを受託者に期待して実施する事業となります。
7	「地域において育成すべきガイド像」の整理にあたり、既存のガイド団体・観光協会等との協議・合意形成は本業務の範囲に含まれるか。 ガイド像にあたり、地域にいらっしゃる関係団体と足並みをそろえる必要があるかどうか。（受託者が知見を持って独自に進めてよいかどうか）	企画提案仕様書４（２）①「ガイド人材の育成支援方針の検討」に記載のとおり、既存のガイド人材や関係団体等の状況を把握の上、業務に当たってください。（合意形成まで求めるものではありません。）
8	育成対象者の想定人数、および講師・専門家（ＡＴ関連含む）の選定は受託者提案によるものでよいか。県から推薦・指定する候補者はあるか。	講師・専門家について、県から推薦・指定はございません。 育成対象者の想定人数については、提案者の類似業務実績等からご検討ください。
9	座学・実地研修の実施場所（施設）の確保・使用料は経費に計上できるか。県が提供可能な施設はあるか。	企画提案仕様書５「経費」をご確認ください。 県が提供可能な施設はございません。
10	「５者程度」「３回程度」は上限か目安か。実施状況に応じた増減は可能か。	上限ではなく、目安です（大幅に下回することは想定していません）。具体的な対象者数や頻度については、業務の実施状況を踏まえ、県と受託者とで協議することとします。
11	「コンテンツの実施のために必要となる経費の助成を含む」とあるが、助成対象経費の範囲（備品購入、保険加入、印刷物作成等）と１者あたりの上限額の目安を伺いたい。	企画提案仕様書４（３）④「個別伴走支援」にある「支援（コンテンツの実施のために必要となる経費の助成を含む）」における１者当たりの上限額の設定はありません。契約締結後、業務の進捗状況等を考慮した上で、県と受託者とで協議の上、実施することとします。（対象経費の範囲については、５「経費」をご確認ください。）

12	モニターツアーの参加者募集に係る広告費、参加者への交通費・保険料等は経費に含めてよいか。（④個別伴走支援の経費に含めてよいか）	企画提案仕様書 5「経費」に記載されているとおり、本業務の実施に当たって委託料総額の3分の1以上を、「（3）体験コンテンツ造成に向けた伴走支援」の「④個別伴走支援」に係る経費に充当してください。（⑥モニターツアー等の企画・実施に要する経費は含まれません。）
13	O T A・旅行会社等への掲載に係る手数料・登録料が発生する場合、当該費用は本業務の経費対象となるか。（④個別伴走支援の経費に含めてよいか）	企画提案仕様書 5「経費」に記載されているとおり、本業務の実施に当たって委託料総額の3分の1以上を、「（3）体験コンテンツ造成に向けた伴走支援」の「④個別伴走支援」に係る経費に充当してください。（「⑦体験コンテンツの商品化・販売に向けた支援」に要する経費は含まれません。）
14	委託料総額の3分の1以上を④個別伴走支援に充当するとあるが、実支出額が下回った場合に県と協議の上で講じる「必要な措置」の想定内容（委託料の減額等）を伺いたい。	ご指摘のとおり、県と受託者として協議の上、実績に応じて業務委託料の金額の変更や、代替となる業務の振替等を想定しています。
15	再委託を行う場合、再委託費は「委託料」として本経費区分の対象に含まれるという理解でよいか。	企画提案仕様書 4（3）④「個別伴走支援」にある「コンテンツの実施のために必要となる経費」の対象の範囲については、5「経費」をご確認ください。なお、再委託については、6（2）のとおりです。
16	講師・専門家への謝金支払い（報償費・旅費）や、フィールド調査の一部を外部専門家に依頼する行為は「再委託」に該当するか、業務遂行上の外部発注として扱われるか。	「再委託」に該当するか否かは、契約締結後、具体的な第三者への依頼内容により判断することとします。
17	説明会・ワークショップ・体験コンテンツの実地確認等における参加者の事故・怪我等に備え、受託者側での保険加入は必須か、県が別途加入する保険はあるか。	本業務の実施に当たって県が別途加入する保険はありません。 実施内容に応じて、必要な保険への加入等をご検討ください。
18	事業実施報告書（詳細版・概要版）の想定ページ数・部数の目安を伺いたい。	企画提案仕様書 7「成果品の提出」をご確認ください。（頁数の要件はありません。）
19	電子媒体（DVD/USB）に加え、クラウドストレージ等での納品は認められるか。	企画提案仕様書 7「成果品の提出」をご確認ください。（インターネットを経由した電子ファイルの提出は、原則認められません。）
20	企画提案書の様式・ページ数上限、および評価基準（配点配分）の開示有無を伺いたい。	企画提案書の様式及び頁数の上限については、企画提案募集要項をご確認ください。 各審査項目における配点については、非公表とします。
21	契約締結予定日、および契約締結後に県との協議・承諾が必要な事項（フィールド調査方法、ワークショップ実施方法等）の協議期間の目安を伺いたい。	契約時期については、企画提案募集要項 6（1）をご確認ください。 協議期間の目安はございません。業務の進捗に影響が生じないよう、速やかに協議を開始するよう努めてください。
22	「責任者1名以上配置」とあるが、責任者の常駐・専任は必須か、他業務との兼務は可能か。	契約期間を通じて、継続的に本業務を総括・管理できるのであれば、常駐・専任、兼務の有無等について、指定はありません。なお、責任者を含めた業務の実施体制については、審査項目の一つとなります。
23	「養老渓谷地域等」の対象範囲（行政区域や具体的な地理的範囲）を明示いただけるか。体験コンテンツの造成対象を養老渓谷・栗又の滝周辺に限定すべきか、より広域を含むか。	周辺地域の範囲については、明確に定義している訳ではありません。 企画提案に際しては、業務の目的や予算の上限等を考慮の上、提案者が最も効果的だと考える範囲でご検討ください。

24	仕様書4 (1) ②「ガイドツアー・体験コンテンツの造成に向けたワークショップの運営」について、仕様書では、ワークショップを5回以上開催し、「来訪者ニーズの把握、ターゲット設定、内容の具体化、受入人数、実施時期、予約方法、安全管理、情報発信方法等」について検討することとされています。 これらの事項については、5回以上のワークショップ全体を通じて網羅すればよく、各回ですべての事項を取り扱う必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 例えば、各回に異なるテーマや到達目標を設定し、複数回を通じて体験コンテンツの企画案を段階的に具体化していく構成とすることも可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 ワークショップの具体的な実施方法等については、企画提案してください。
25	仕様書4 (1) ②のワークショップへの参加回数について、同項における「5回以上」との要件については、本業務全体として5回以上開催することを求めるものであり、同一の参加者が5回すべてに参加することを求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 参加者の経験、熟度、関心のあるテーマ等に応じて参加回を選択できる運営や、途中回から参加する運営も可能でしょうか。 また、後段の個別伴走支援又はガイド育成支援プログラムの対象者となるに当たり、ワークショップへの最低参加回数等について、県として想定されている要件がございましたら御教示ください。	ご認識のとおりです。 ガイド育成支援プログラムの対象者及び企画提案仕様書4 (3) ④「個別伴走支援」の支援対象者について、ワークショップへの最低参加回数等を条件するか等については、業務の実施状況（期待される成果や支援を希望する者の多寡等）を踏まえ、県と受託者とで協議の上、決定することします。
26	仕様書4 (1) ②のワークショップと、4 (3) ⑥の「振り返りワークショップ」の関係について、仕様書4 (3) ⑥では、モニターツアー等の実施後に「改善点・反省点を抽出する振り返りワークショップ」を実施することとされています。 当該振り返りワークショップについては、4 (1) ②で求められている「5回以上のワークショップ」とは別途実施することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 または、4 (1) ②で求められる目的・内容を満たすよう設計した場合には、5回以上のワークショップの一部として位置付けることも可能でしょうか。	ご認識のとおりです。 （「4 (1) ②で求められる目的・内容を満たすよう設計した場合には、5回以上のワークショップの一部として位置付けることも可能でしょうか。」については、企画提案内容や4 (3) ①「業務実施計画」の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、判断することとします。）

27	仕様書4 (3) ③「支援対象者の選定」及び④「個別伴走支援」の対象について 仕様書4 (3) ③では、「(1)の説明会・ワークショップの参加者を中心に」支援対象者を募集・選定することとされています。 こちらについては、説明会又はワークショップへの参加を支援対象者となるための必須要件とする趣旨ではなく、フィールド調査等を通じて把握した有望な担い手についても、県との協議の上で支援対象とすることが可能との理解でよろしいでしょうか。また、養老溪谷における体験コンテンツの実施に当たっては、例えば地域資源の保有者、地域の知識を持つ者、ガイド、安全管理・催行を担う事業者、販売・送客を担う事業者等、複数の主体が役割を分担して一つのコンテンツを形成するケースも想定されると考えております。 このような場合、仕様書に記載された「5者程度」の支援対象について、一つの体験コンテンツの造成に取り組む複数主体を、一つの支援プロジェクト・チームとして取り扱うことは可能でしょうか。 併せて、養老溪谷地域外の事業者等が、地域内の主体と連携して養老溪谷地域内でコンテンツを実施する場合についても、支援対象となり得るか御教示ください。	基本的にご認識のとおりで問題ございません。 (個別伴走支援の対象者については、応募状況や期待できる成果等を踏まえ、県と受託者との協議の上、選定することとします。)
28	仕様書4 (3) ④「個別伴走支援」の支援回数と、⑤「現地確認」・⑥「モニターツアー等」との関係について、個別伴走支援については、「支援回数は1者当たり3回程度を基本」とされています。 この「3回程度」については、4 (3) ⑤の現地確認及び⑥のモニターツアー等とは別途実施する伴走支援の回数を想定されているのでしょうか。 または、現地確認等の機会に支援対象者に対して具体的な助言・支援を実施した場合には、個別伴走支援の1回として整理することも可能でしょうか。 併せて、モニターツアー等については、支援対象となる各コンテンツについてそれぞれ実施することを想定されているのか、又は複数のコンテンツを組み合わせることで実施することや、造成状況を踏まえて実施対象を選定することも可能か、御教示ください。	「個別伴走支援の支援回数1者当たり3回程度について、4 (3) ⑤の現地確認及び⑥のモニターツアー等とは別途実施する伴走支援の回数を想定しているのか。」 → ご認識のとおりです。 「現地確認等の機会に支援対象者に対して具体的な助言・支援を実施した場合には、個別伴走支援の1回として整理することも可能か。」 → 効果が期待できる内容であれば、現地確認の機会に支援対象者の伴走支援を実施することも認められます。 「モニターツアー等については、支援対象となる各コンテンツについてそれぞれ実施することを想定されているのか、又は複数のコンテンツを組み合わせることで実施することや、造成状況を踏まえて実施対象を選定することも可能か、御教示ください。」 → モニターツアーは本業務で造成した複数の体験コンテンツを組み合わせることで実施（1回）を想定していますが、コンテンツ別に実施することも認められます。また、体験コンテンツの造成の進捗状況等に応じて、モニターツアーの対象とするコンテンツを限定することも可とします。（業務の進捗状況を踏まえ、県と受託者との協議の上、最終的に判断することとします。）

29	仕様書5「経費」における個別伴走支援経費の範囲について、仕様書5では、委託料総額の3分の1以上を、4（3）④「個別伴走支援」に係る経費に充当することとされており、同④では、支援内容として「コンテンツの実施のために必要となる経費の助成を含む」とされています。 企画提案時の予算計画を適切に作成する観点から、「個別伴走支援に係る経費」として算入可能な範囲について御教示ください。 例えば、以下のような経費は当該経費として計上可能でしょうか。 ・個別コンテンツに直接紐づく専門家・アドバイザー等の経費 ・コンテンツ造成に必要となる制作・外注費 ・備品・資材、施設・設備等の使用料 ・保険、試行実施・モニターツアー等に必要となる経費 ・支援対象となる事業者等がコンテンツ実施のために負担する経費 また、支援対象事業者等に係る経費について、受託者から事業者等への支給・精算、又は受託者から第三者への直接支払等、 県として想定されている執行方法や、1支援対象当たりの上限等がございましたら、併せて御教示ください。	対象経費の範囲については、5「経費」をご確認ください。なお、例示いただいた内容は、全て対象経費に馴染むものと思われますが、契約締結後、具体的な内容を確認した上で判断することとします。 個別伴走支援に係る経費については、仕様書の記載のとおり「業務完了時に支出内容、支出額、支出日、支出先等を確認できる資料を提出」していただく必要がありますが、支払方法等については特段制限はございません。 また、個別伴走支援における1者当たりの上限額の設定はありません。
----	---	--